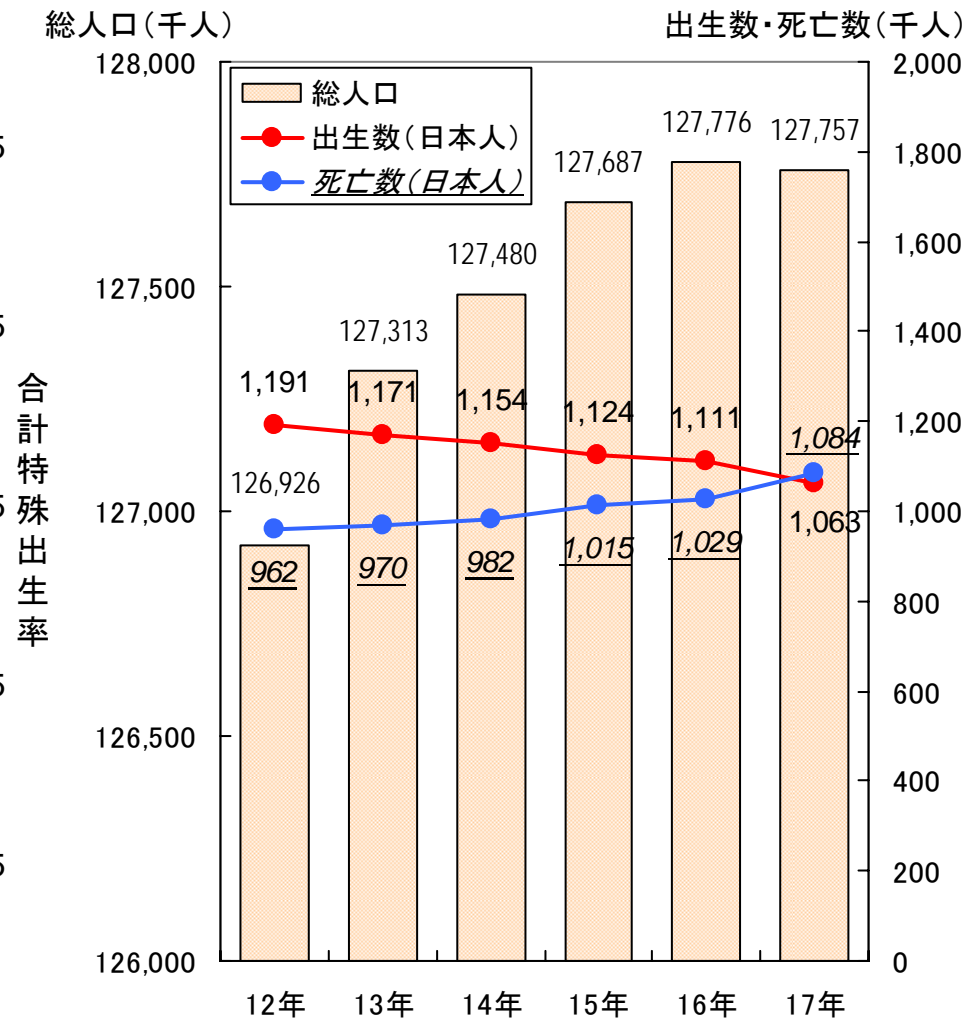
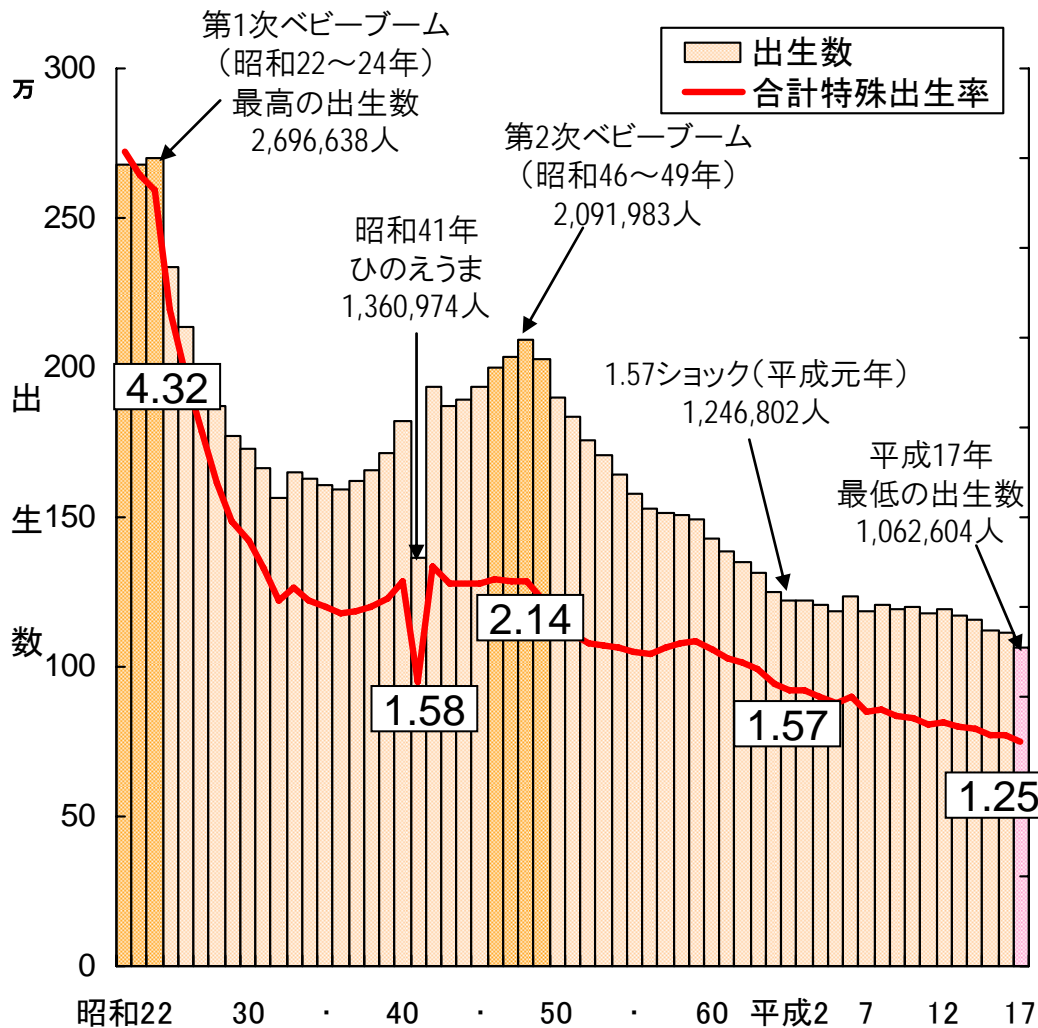


少子化の現状と

これまでの対策の流れについて

少子化の進行と人口減少社会の到来

- 現在我が国においては急速に少子化が進行。平成17年の合計特殊出生率は、前年の1.29をさらに0.04ポイント下回り、1.25と過去最低を更新した。
- 平成17年には死亡数が出生数を上回り、自然増加が明治32年の調査開始以来始めてマイナスとなった。国勢調査結果でも総人口が前年を下回り、我が国の人口は減少局面に入った。



資料: 厚生労働省「人口動態統計」、総務省「平成17年国勢調査(要計表による人口)」

出生率低下の社会的背景

○ これまで様々な角度から対策を進めてきたものの、様々な社会の変化に対して、対策が十分に追いついておらず、出生率が依然低下傾向。

①働き方の見直しに関する取組が進んでいない

- 子育て期にある30歳代男性の4人に1人は週60時間以上就業しており、子どもと向き合う時間が奪われている。
- 男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準であり、その負担は女性に集中。
- このような「職場の雰囲気」から育児休業制度も十分に活用されていない。

②子育て支援サービスがどこでも十分に行き渡っている状況にはなっていない

- 二期にわたるエンゼルプラン、平成14年度からの「待機児童ゼロ作戦」で保育サービスの拡充を図るものの、保育ニーズの増加により、待機児童はまだ多数存在。
- 地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、保育所を利用していない家庭(専業主婦家庭)の子育ての負担感が増大。

③若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況

- 若年者の失業率は厳しい状況が続いており、特に24歳以下は、近年急速に上昇。
- 雇用の不安定な若者は社会的、経済的に自立できず、家庭を築くことが難しい。

少子化対策の政策的な枠組み

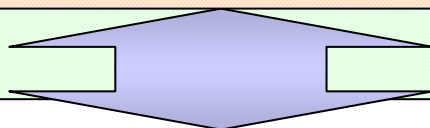
少子化社会対策大綱(平成16年6月閣議決定)

少子化の流れを変えるために特に集中的に取り組むべき4つの重点課題を設定

- ①若者の自立とたくましい子どもの育ち
- ②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
- ③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
- ④子育ての新たな支え合いと連帯

子ども・子育て応援プラン(平成16年12月少子化社会対策会議決定)

大綱の示した重点課題に沿って、平成17年度から21年度までの5か年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示



次世代育成支援対策推進法(平成17年4月施行)に基づく行動計画

都道府県、市町村……地域における子育て支援等について5か年計画を策定

事業主……仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や働き方の見直し
(従業員301人以上が義務付け) 等について2~5か年の計画を策定



新しい少子化対策について(平成18年6月政府・与党合意、少子化社会対策会議決定)

予想を上回る少子化の進行と人口減少社会の到来に対応し、「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等を推進

少子化社会対策大綱

○ 少子化社会対策基本法に基づき、少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針として少子化社会対策大綱を策定。(平成16年6月閣議決定)

3つの視点

I 自立への希望と力

若者の自立が難しくなっている状況を変えていく

II 不安と障壁の除去

子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく

III 子育ての新たな支え合いと連帯

— 家族のきずなと

— 地域のきずな —

生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を求めていく。子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。

4つの重点課題

I 若者の自立とたくましい子どもの育ち

・就業困難を解消するための取組、豊かな体験活動の機会の提供

II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

・企業の行動計画策定・目標達成の取組
・勤務時間の短縮等の措置、再就職支援

III 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

・生命の尊さを実感し、社会とのかかわりなどを大切にすることへの理解を深める

IV 子育ての新たな支え合いと連帯

・子育て支援施策の効果的な実施、身近な地域でのきめ細かな子育て支援の取組、児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援
・妊娠、出産、子どもの育ちにかかわる保健医療

大綱に掲げる重点施策の具体的実施計画
として「子ども・子育て応援プラン」を策定

「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】

若者の自立
とたくましい
子どもの育ち

- 若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成)
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力)
- 学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施)

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立[フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す]
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

仕事と家庭
の両立支援
と働き方の見直し

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業)
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少)

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得[育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%]
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに]
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

生命の大切さ、
家庭の役割
等についての
理解

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進)
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる

子育ての新たな
支え合いと
連帯

- 地域の子育て支援の拠点づくり(つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施)
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大)
- 児童虐待防止ネットワークの設置(全市町村)
- 小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区をすべてカバー)
- 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊産婦や乳幼児連れの人々が安心して外出できる[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

次世代育成支援のための行動計画の策定

次世代育成支援対策推進法(平成17年4月から10年間の時限立法)

地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

都道府県・市町村

- 地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする行動計画(5か年)の策定
- 子育て支援に関連する14の事業をはじめとして、できるだけ具体的な目標を掲げることがを推奨

行動計画の策定状況(18年10月現在)
都道府県 : 全都道府県で策定済み
市町村 : 全市町村で策定済み

企業(事業主)

- 仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする行動計画(2~5か年)の策定
- 行動計画を策定、実行し、一定の要件を満たした企業については、厚生労働大臣が認定

行動計画の策定状況(18年6月末現在)
大企業 : 99.7%(12,929社)が策定届出
(従業員301人以上 — 策定が義務付け)
中小企業 : 2,006社が策定届出
(従業員300人以下 — 策定が努力義務)

地方公共団体の行動計画の推進

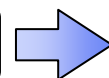
- 市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定、公表。(平成18年10月1日現在で、すべての市町村が行動計画を策定)
- 策定された行動計画を集計すると、以下のような子育て支援事業の拡充が盛り込まれている。

子ども・子育て応援
プランの目標値

通常保育事業(保育所定員数)

平成17年4月

205万人



平成21年4月

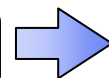
221万人

215万人

放課後児童クラブ事業(クラブ数)

平成17年5月

15,184か所



平成21年度

17,509か所

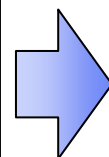
17,500か所

子育て拠点の設置

・地域子育て支援センター(施設数)
・つどいの広場(か所数)
ファミリー・サポート・センター(か所数)

平成16年度実績(国庫補助事業)

2,936か所
2,782か所
154か所
344か所



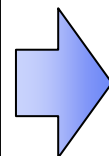
平成21年度

6,432か所
4,570か所
1,862か所
819か所

6,000か所
4,400か所
1,600か所
710か所

一時・特定保育事業(保育所数)
ショートステイ事業(施設数)
トワイライトステイ事業(施設数)
病後児保育事業(施設数)

5,534か所
364か所
134か所
496か所(派遣型含む)

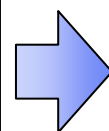


10,182か所
838か所
585か所
1,422か所(派遣型含む)

9,500か所
870か所
560か所
1,500か所

延長保育事業(保育所数)
休日保育事業(保育所数)
夜間保育事業(保育所数)

11,755か所
607か所
64か所(17年4月)



16,630か所
1,978か所
157か所

16,200か所
2,200か所
140か所

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施

[平成17年4月1日～]

[平成19年4月1日～]

行動計画の策定

- ・大企業(301人以上)
→ 義務
- ・中小企業(300人以下)
→ 努力義務

届出・実施

- ・各都道府県労働局
に届出
- ・目標達成に向けて
計画実施

計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の
策定・実施
- ・認定の申請

厚生労働大臣による 認定

- ・一定の基準を満たす
企業を認定
- ・企業は商品等に認定
マークを使用可

行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
 - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
 - 男性:年に〇人以上取得
 - 女性:取得率〇%以上
 - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
 - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
 - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
 - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
 - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
 - 目標〇 …
 - 対策 …

平成18年6月末時点の届出状況

301人以上企業の**99.7%**
300人以下の企業 2,006社
(18年3月 1,657社)



認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。
- など

新しい少子化対策について (平成18年6月20日 政府・与党合意、少子化社会対策会議決定)

新たな少子化対策の視点

(1) 社会全体の意識改革

・総合的な少子化対策を進める上で、生命を次代に伝え育んでいくことや家族の大切さが理解されることが重要
・国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組むことが重要

(2) 子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充

- ① 子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援
- ② すべての子育て家庭の支援という観点も加えた子育て支援策の強化、在宅育児や放課後対策も含めた地域の子育て支援の充実
- ③ 仕事と子育ての両立支援の推進や、男性を含めた働き方の見直し
- ④ 親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題の多い出産前後や乳幼児期における経済的負担の軽減を含めた総合的な対策
- ⑤ 就学期における子どもの安全確保に関する抜本的対応、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援の拡充

新たな少子化対策の推進

・歳出・歳入一体改革の中で必要な財源の確保とあわせて、平成19年度予算編成過程において検討

・税制面においても少子化対策を推進する観点からの必要な措置を検討

(1) 子育て支援策

I 新生児・乳幼児期

- ① 出産育児一時金の支払い手続きの改善
- ② 妊娠中の検診費用の負担軽減
- ③ 不妊治療の公的助成の拡大
- ④ 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
- ⑤ 産科医等の確保等産科医療システムの充実
- ⑥ 児童手当制度における乳幼児加算の創設
- ⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

II 未就学期

- ① 全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
- ② 待機児童ゼロ作戦の更なる推進
- ③ 病児・病後児保育、障害児保育等の拡充
- ④ 小児医療システムの充実

- ⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
- ⑥ 育児休業や短時間勤務の充実・普及
- ⑦ 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
- ⑧ 子どもの事故防止策の推進
- ⑨ 就学前保育についての保護者負担の軽減策の充実

III 小学生期

- ① 全小学校区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進
- ② スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

IV 中学生・高校生・大学生期

- ① 奨学金の充実等
- ② 学生ベビーシッター等の推奨

(2) 働き方の改革

- ① 若者の就労支援
- ② パートタイム労働者の均衡処遇の推進
- ③ 女性の継続就労・再就職支援
- ④ 企業の子育て支援の取組の推進
- ⑤ 長時間労働の是正等の働き方の見直し
- ⑥ 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

(3) その他重要な施策

- ① 子育てを支援する税制等を検討
- ② 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
- ③ 地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
- ④ 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
- ⑤ 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
- ⑥ 食育の推進
- ⑦ 家族用住宅、三世同居・近居の支援
- ⑧ 結婚相談業等に関する認証制度の創設

国民運動の推進

(1) 家族・地域の絆を再生する国民運動

- ① 「家族の日」や「家族の週間」の制定
- ② 家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催
- ③ 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

(2) 社会全体で子どもや生命を大切にす運動

- ① マタニティマークの広報・普及
- ② 有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供
- ③ 生命や家族の大切さについての理解の促進

「新しい少子化対策について」の概算要求等での対応

(厚生労働省関係の主なもの)

すべての子育て家庭の支援という観点からの子育て支援の強化

- 生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)(※)
→ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業の実施を要求。
- 子育て支援拠点の拡充(※)
→ つどいの広場と地域子育て支援センターを合わせて平成21年度までに6,000か所整備するという「子ども・子育て応援プラン」の目標を前倒して19年度の達成を目指すことを要求。
- 全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進
→ 各市町村において教育委員会と福祉部局の連携により、原則としてすべての小学校区で、放課後児童クラブと地域子ども教室推進事業を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の創設を要求。

待機児童ゼロ作戦の更なる推進と多様な保育サービスの提供

- 待機児童ゼロ作戦の更なる推進
→ 待機児童解消に向け、保育所受入れ児童数の拡大(4.5万人)、次世代育成支援対策施設整備交付金の充実を要求。
- 病児・病後児保育事業の拡充(※)
→ 保育所において、保育所内や地域の看護師を活用して、保育所に通う子どもの体調不良時の一定の対応を可能とし、病児、病後児保育の拡充を図ることを要求。

子育ての経済的負担の軽減

- 児童手当制度における乳幼児加算の創設
→ 今後の予算編成過程において検討。
- 不妊治療の公的助成の拡大
→ 助成額の年度あたり上限の10万円から20万円への引上げ(通算5年まで)と所得制限の緩和を要求。

働き方の改革

- 長時間労働の是正等の働き方の見直し
→ 安心・納得した上で多様な働き方を実現できる労働環境の整備に向けた労働契約法制の検討及び仕事と生活のバランスをとることができるようにするための労働時間制度の見直しについて、労働政策審議会において審議中。
- パートタイム労働者の均衡処遇等の推進
→ パートタイム労働者の均衡処遇、正社員への転換を推進するためのパートタイム労働法の改正について、次期通常国会に改正法案を提出すべく、労働政策審議会において審議中。
- 女性の継続就労、再就職支援
→ 育児休業期間中に労働者に対して独自に経済的支援を行う事業主への助成制度の創設を要求。
→ マザーズハローワークの未設置県の主要なハローワークにおいて「マザーズサロン(仮称)」を設置するなどマザーズハローワークサービスの全国展開等を要求。

(注)※は次世代育成支援対策交付金の拡充により対応

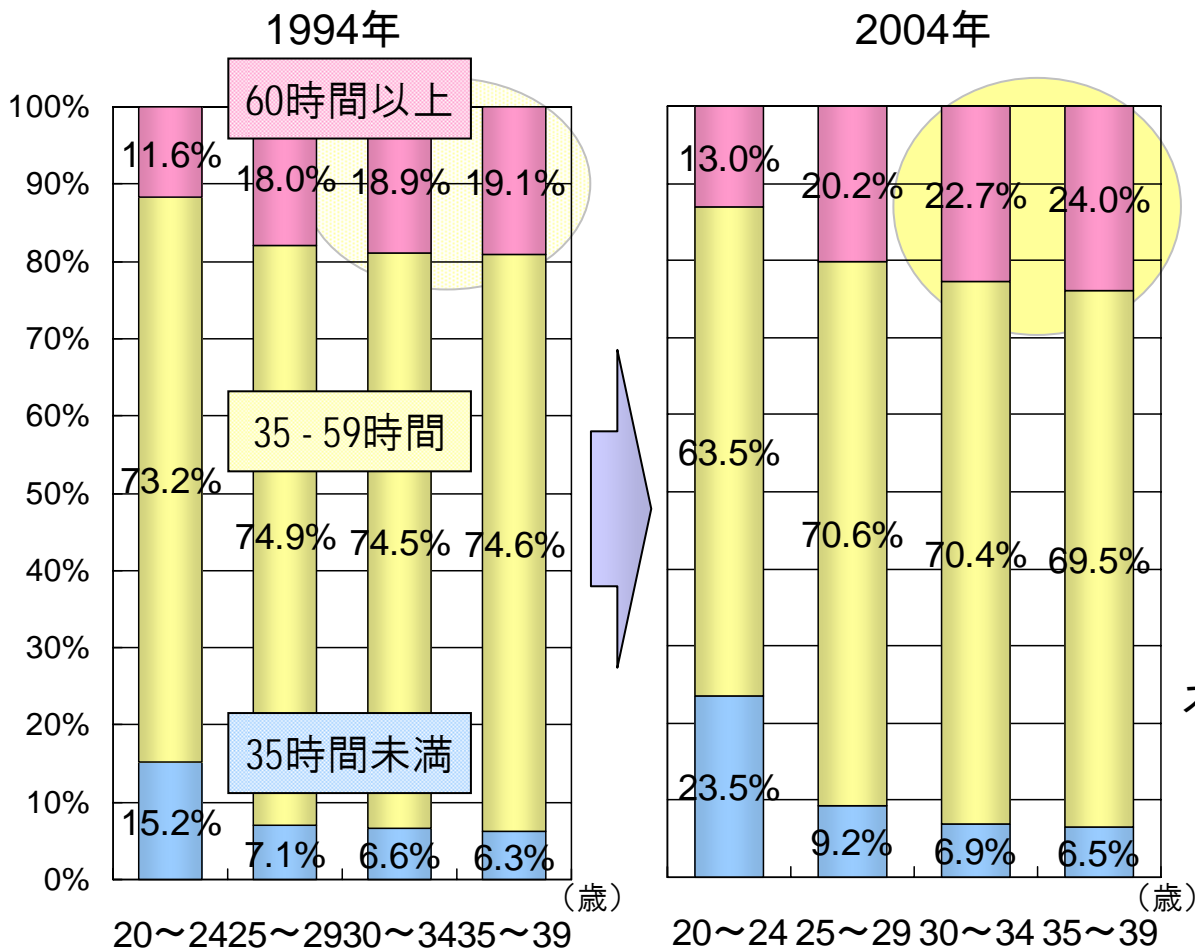
(参考)

少子化の社会的背景に関する参考資料

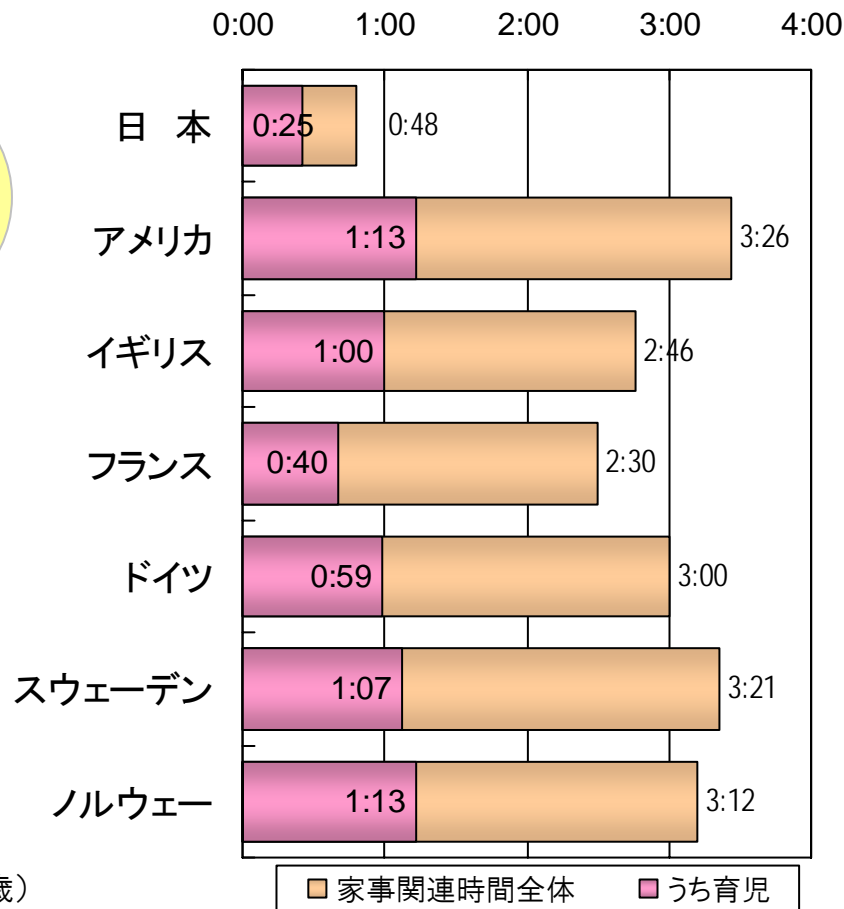
子育て世代の男性の長時間労働と短い家事・育児時間

- 子育て期にある30歳代男性の約4人に1人は週60時間以上就業。長時間就業者割合も増加。
- 我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にも最低の水準。

男性雇用労働者の1週間の就業時間



6歳未満児をもつ男性の家事・育児時間



資料:厚生労働省「平成17年労働経済の分析」(総務省統計局「労働力調査」を厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計)

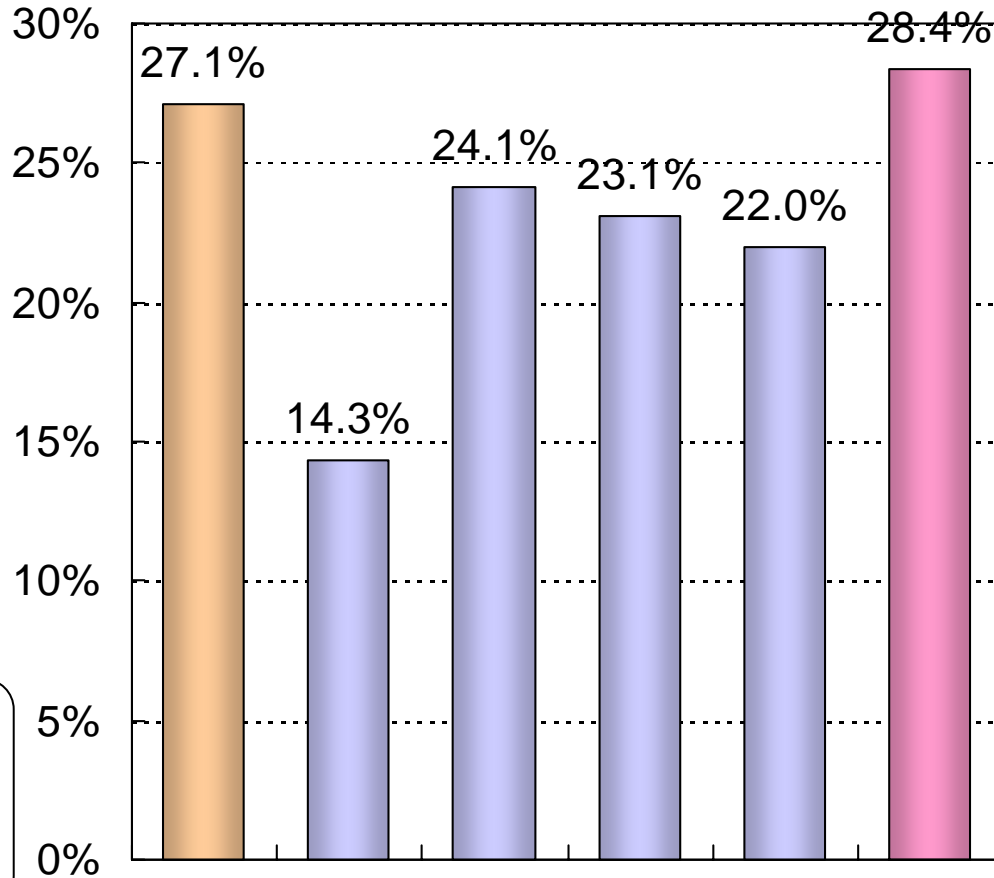
資料:Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men"(2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary"(2004)、総務省「社会生活基本調査」(平成13年)

夫の仕事時間、家事・育児時間の増減と出生

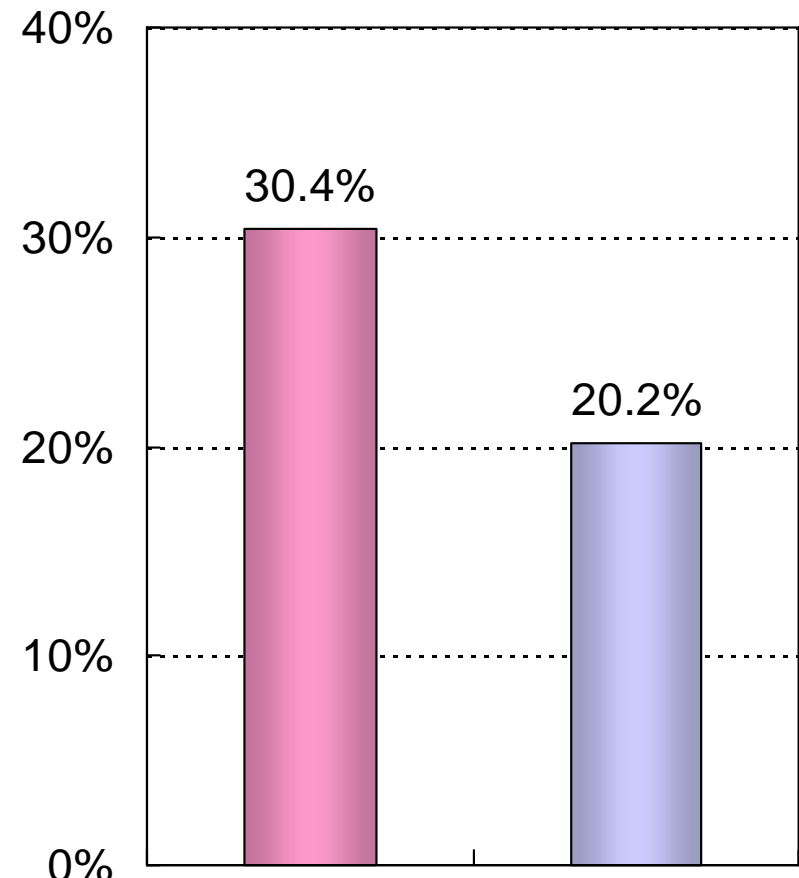
(第3回21世紀成年者縦断調査より)

【夫婦ともに子どもをほしいと考えており、第1回調査(平成14年11月実施)から第2回調査(平成15年11月実施)の間に子どもが生まれていない夫婦のうち、この1年間で子どもの生まれた割合】

仕事時間の増減と出生との関係



家事・育児時間の増減と出生との関係



第1回調査から第2回調査にかけての夫の1日の仕事時間(通勤時間を含む)の増減

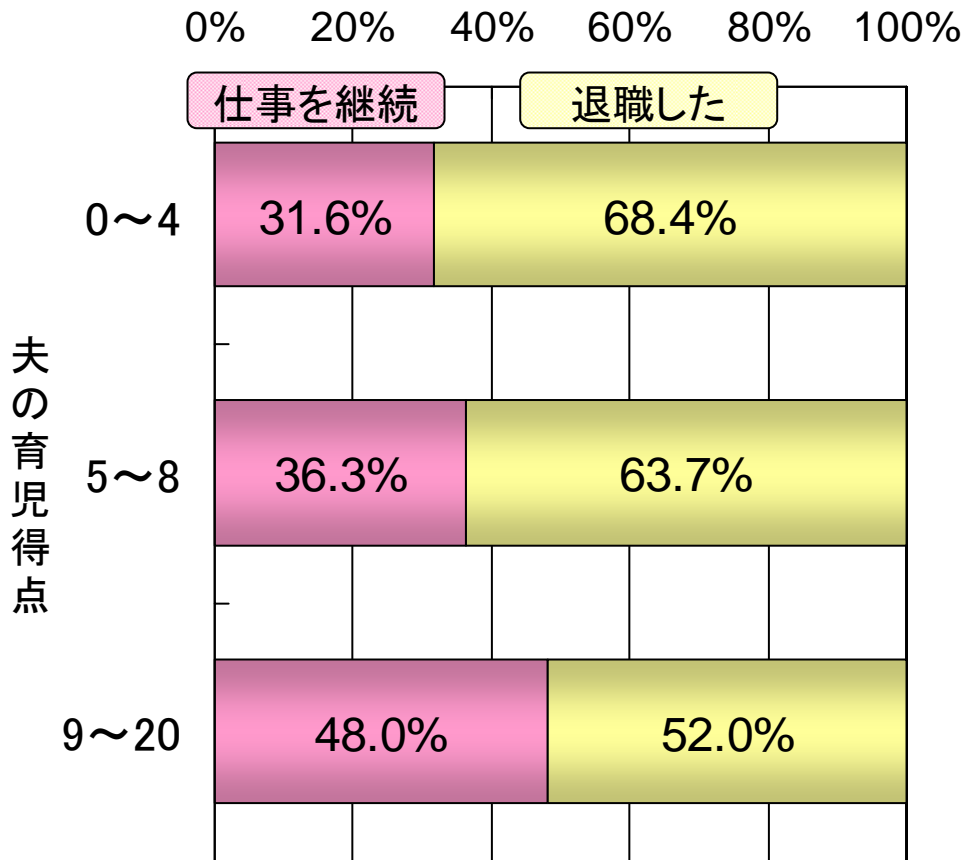
第1回調査の夫の1日の仕事時間(通勤時間を含む)

第1回調査から第2回調査にかけての夫の休日の家事・育児時間の増減

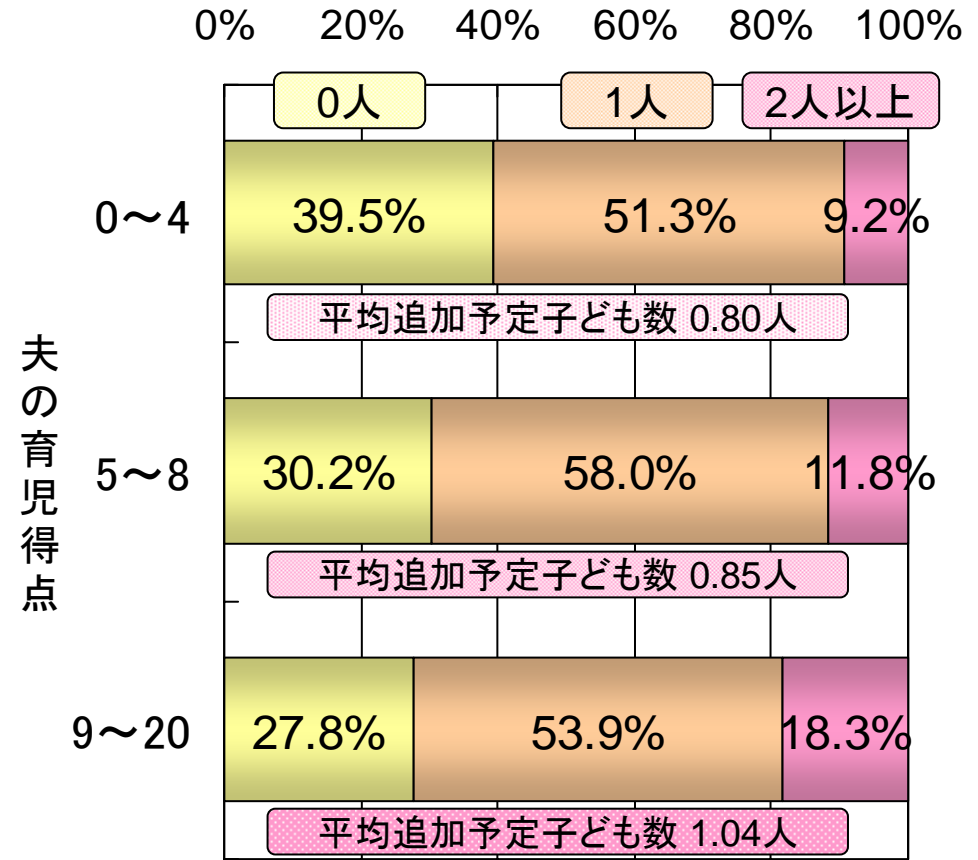
夫の育児参加度と追加予定子ども数、妻の就業継続

○ 男性の育児参加度が低い家庭では、妻の就業継続が難しく、また、追加予定子ども数も少なくなっている。

第一子出産時の妻の就業継続率



現在子ども一人の夫婦の追加予定子ども数



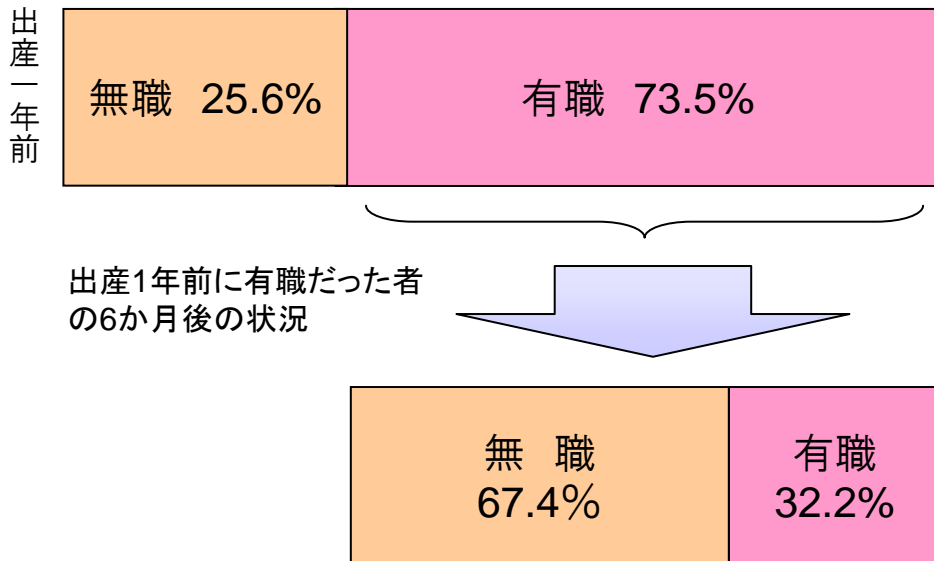
(注)「夫の育児得点」は、「遊び相手をする」、「風呂に入れる」、「食事をさせる」、「寝かしつける」、「おむつを替える」の領域別に、「月1~2回」(1点)、「週1~2回」(2点)、「週3~4回」(3点)、「毎日・毎回」(4点)、「やらない」(0点)とし、5領域の得点を合算したもの

資料：社会保障・人口問題研究所「第3回全国家庭動向調査」(平成15年)

仕事と子育ての両立ができる雇用環境の整備

○ 現状では子育てと就労の両立が難しく、出産に伴い7割近くの女性が離職しているが、育児休業が取得しやすい環境整備を進めた職場では出生は多くなっている。

第1子出産前後の女性の就業状況

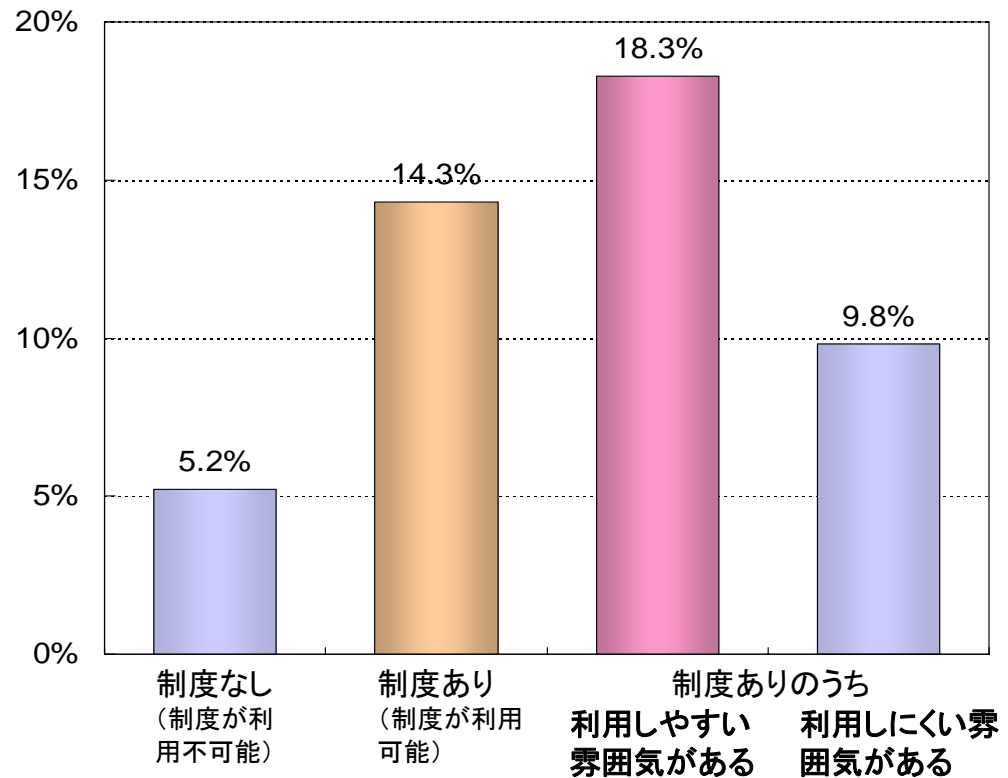


(資料)厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(平成13年)

育児休業の取得率

	女性	男性
平成16年	70.6%	0.56%
平成17年	72.3%	0.50%

妻の職場における育児休業制度の有無と出生



(注) 平成15年時点で妻が勤めていた夫婦(平成14年から15年の間に子どもの生まれたものを除く)のうち、平成16年までの1年間に子どもが生まれた割合

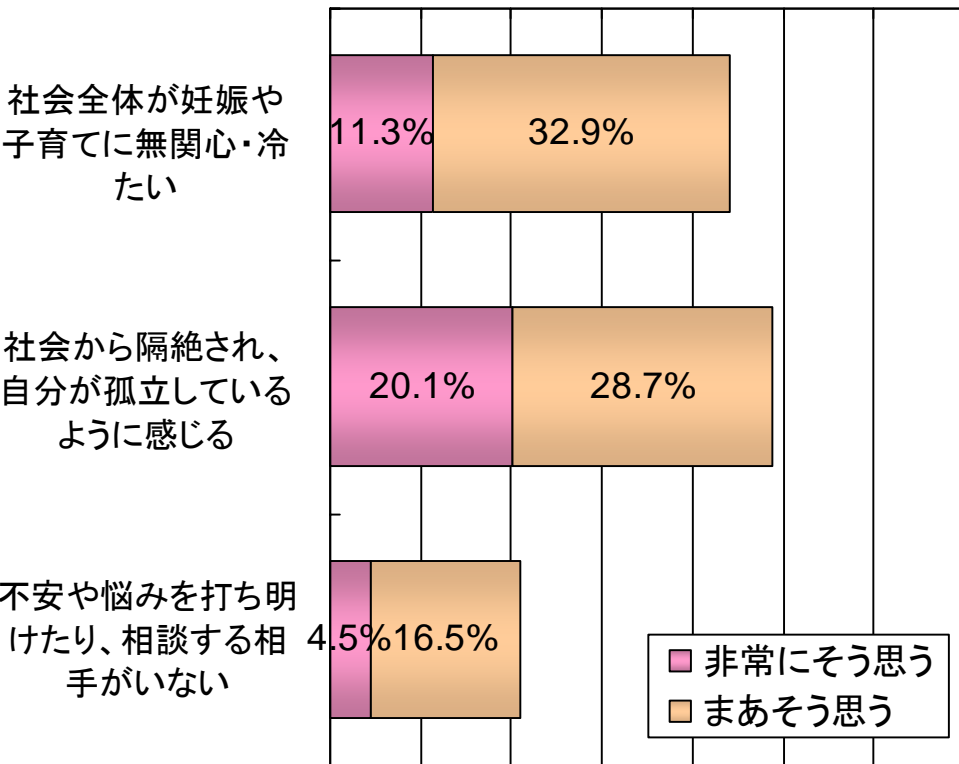
資料: 厚生労働省「第3回21世紀成年者縦断調査」(平成16年)

子育ての負担感

○ 地域協同体の機能が失われていく中で、相談相手や自分に代わって短時間子どもを預けられる人が得られず、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている
母親の周囲や世間の人々に対する意識

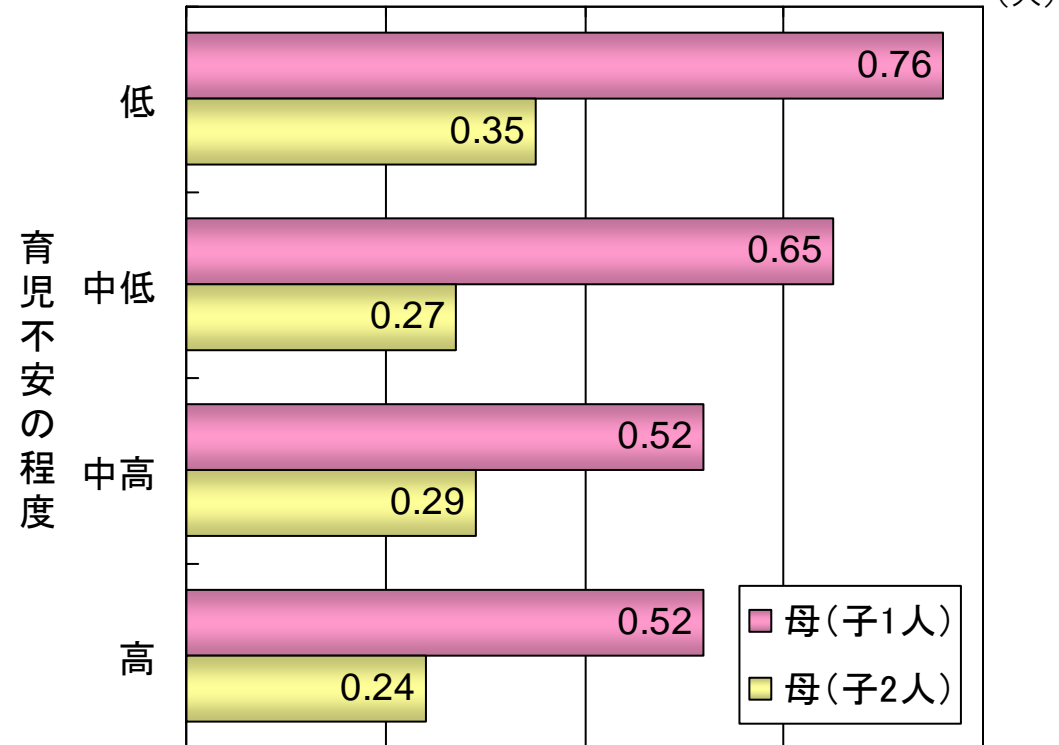
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



資料: 財団法人こども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

母の育児不安別に見た追加出産意欲
(追加で出産する予定の子ども数)

0 0.2 0.4 0.6 0.8 (人)

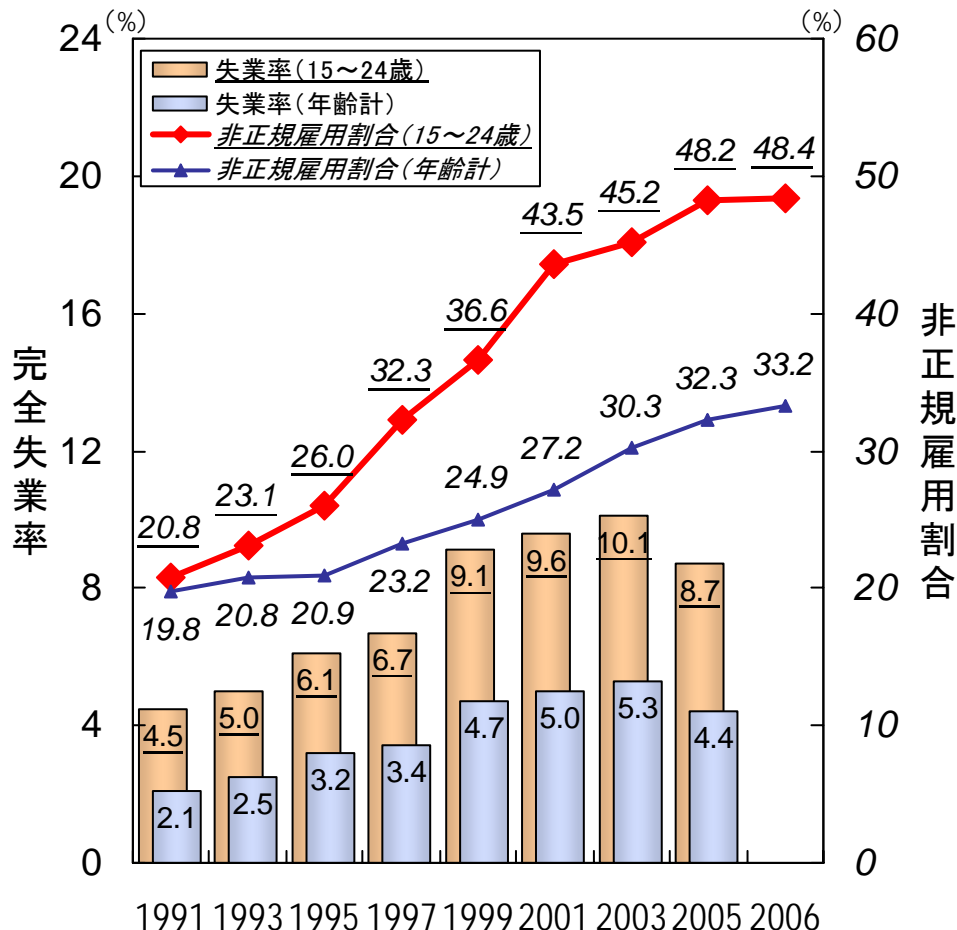


資料: (社)全国私立保育園連盟「乳幼児をかかえる保護者の子育ての現状 不安・悩み、出産意欲に関する調査」(平成18年3月)

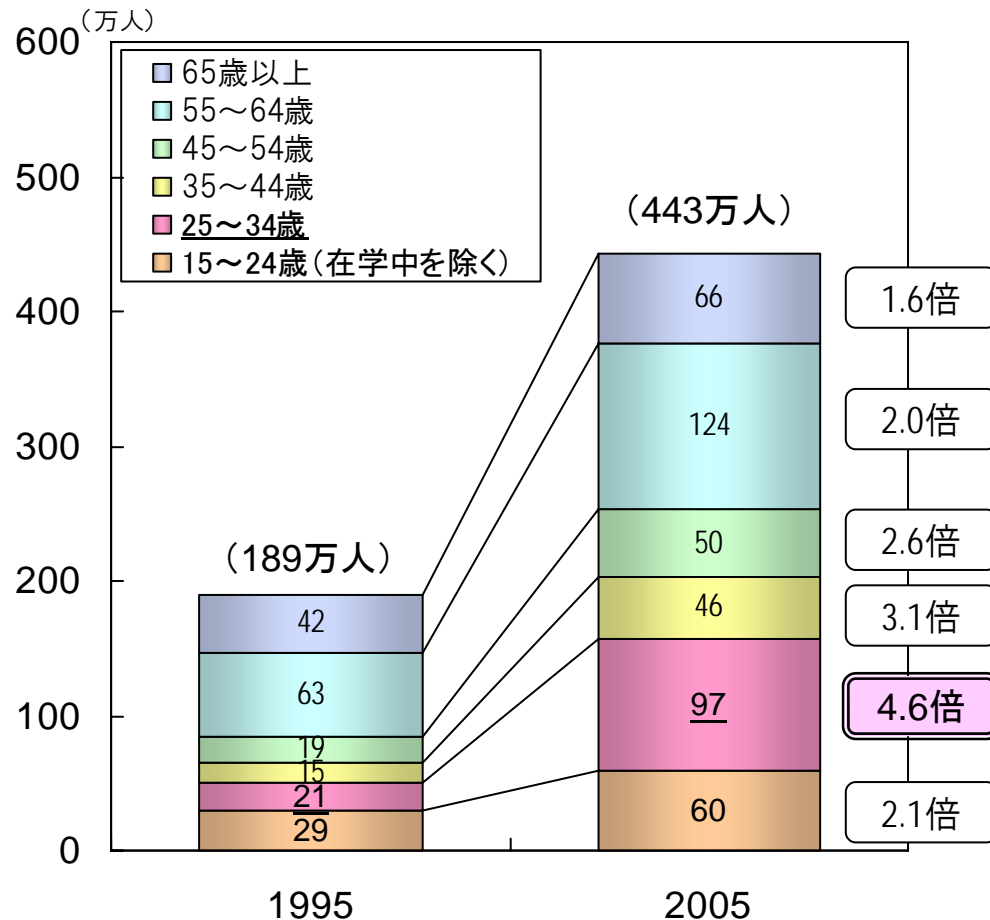
若年者の高失業率と非正規雇用の増加

○ 若年者の失業率は若干改善したものの、依然として高水準にある。また、15～24歳では半数近くが非正規雇用となり、男性の25～34歳でも非正規雇用者数が急増している。

若年者の失業率と非正規雇用割合の推移



男性の非正規雇用者数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」、「労働力調査詳細結果」

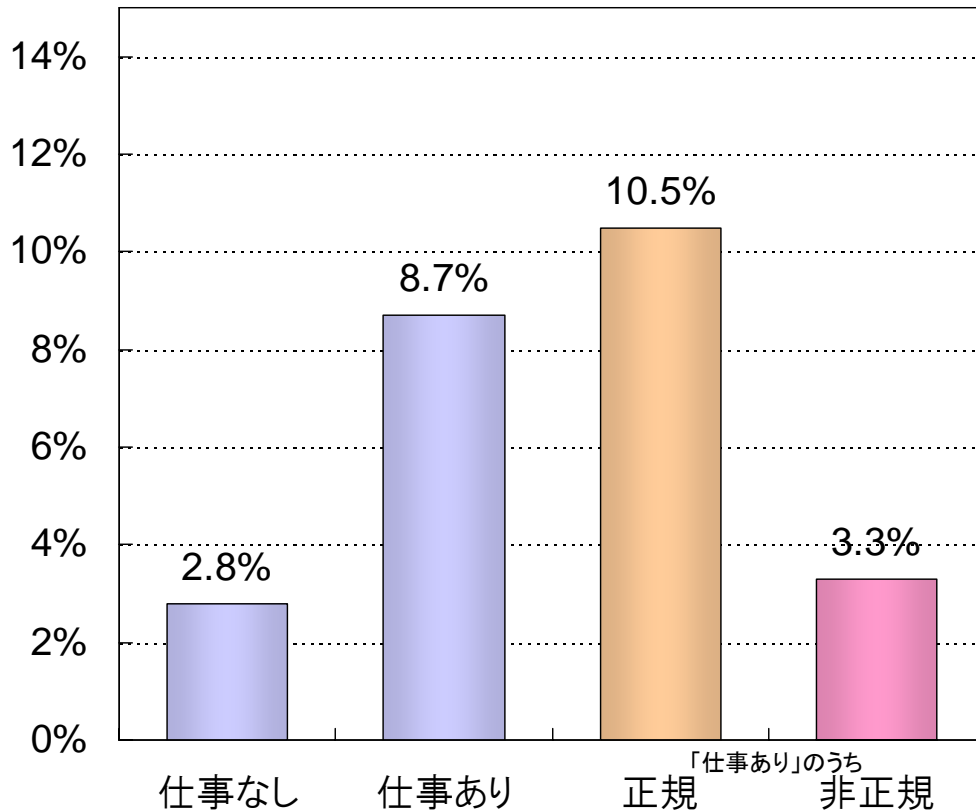
(注) 1. 失業率については、各年の平均。

2. 非正規雇用割合、非正規雇用者数については、平成13年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、平成14年以降は「労働力調査詳細結果」による。調査月(平成13年までは各年2月、平成14年以降は1～3月平均の値)が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。

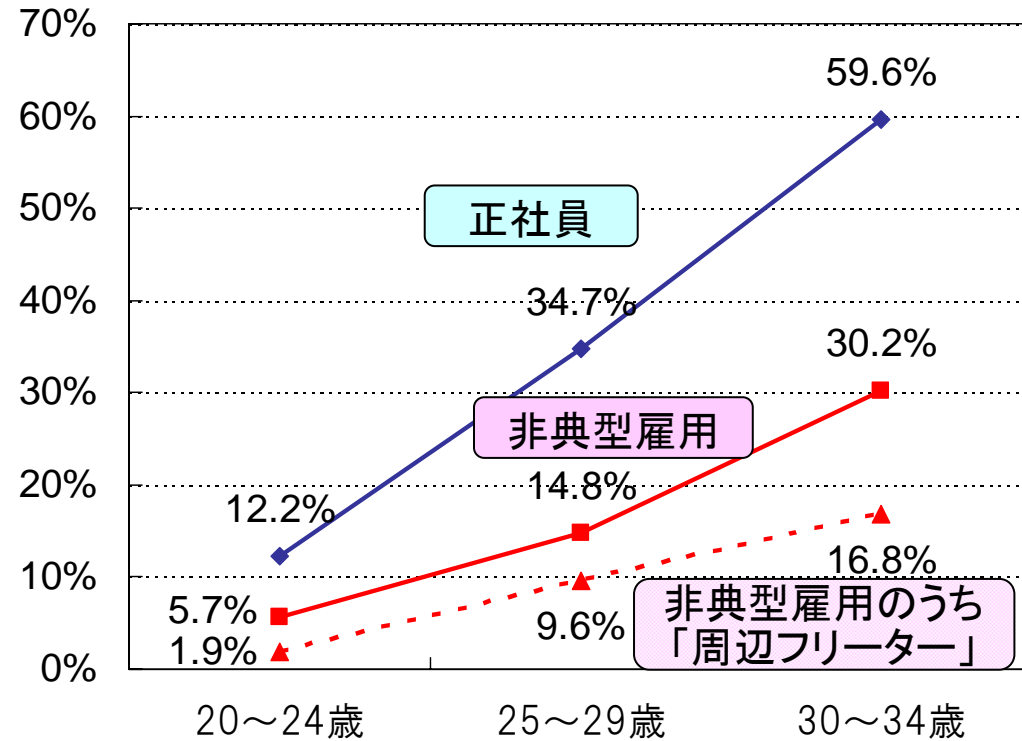
結婚や子育てができる基盤としての雇用

○ 雇用が不安定だと、家庭を築き子どもを生み育てていくことが難しく、特に非正規雇用の男性の多くが独身にとどまっている。

平成14年時点の男性独身者(20~34歳)のうち、その後2年間の間に結婚した割合



男性の就労形態別配偶者のいる割合
(平成14年)



(注)「周辺フリーター」:「アルバイト」または「パート」のうち、学生でも主婦でもなく、かつ、年間就業日数が99日以下または週労働時間が21時間以下の者